

在外選挙制度のこれまでとこれから

指導教官 高橋恭子

早稲田大学政治経済学部政治学科
映像ジャーナリズム・高橋恭子ゼミ

4年 百合岡 萌々

概要

在外選挙制度とは、海外に住む人々が自国の国政選挙に投票できる制度のことだ。日本では1998年5月に創設され、2000年6月の衆議院選挙から在外投票が可能になった。しかし制度が開始してから20年以上経った現在でも、国内と比べて極端に投票率が低いなど、課題は残っている。

日本の在外選挙制度は、制度の創設からその改善に至るまで、海外に住む日本人たちが自らの権利を訴え、運動を起こすことで実現してきたものだ。例えば、在外選挙制度が実現した背景には1990年代に世界各地で起こった在外投票運動があった。2022年5月に最高裁判所が出した違憲判決を受けて2023年2月から可能となった最高裁判官国民審査の在外投票も、海外に住む日本人たちによる訴訟によって実現されたものだ。また近年、在外ネット投票を目指す動きも加速しているが、その背景にはコロナ禍の在外投票にSNS上で当事者から多くの不満が集まったことがある。

本研究は、こうした運動の中心となった人々にインタビュー取材を行い、ルポルタージュ形式でまとめたものだ。

第1章では、日本と諸外国における在外選挙制度の歴史や仕組みについて概説する。第2章では、当時在外投票運動の中心となっていた海外有権者ネットワークの竹永浩之さんおよび若尾龍彦さんへのインタビューから在外投票運動はどのようにして在外選挙制度を実現したかを明らかにする。第3章では、原告である谷口太規さん、想田和弘さんへのインタビューから在外日本人国民審査訴訟はどのようなものだったかを明らかにする。第4章では、在外ネット投票を求める署名活動を行う田上明日香さん、この署名活動取材してきた古川幸奈さん、この活動を監修する竹永浩之さんへのインタビューから在外ネット投票がなぜ今求められているのかを明らかにする。第5章では、第2章から第4章でインタビューした6名に、これからの在外選挙制度に何を求めるかを尋ね、在外選挙制度のこれからを再考する。第6章では、インタビュー全体を振り返り、総括する。

在外選挙制度のこれまでを学ぶと、当事者が声を上げざるをえなかった歴史が見えてきた。そして、これからの在外選挙制度に求めることを当事者たちに尋ねると、日本国内の選挙では当たり前のことが在外選挙では未だ当たり前に出来ていない現状が明らかになった。

目次

序章.....	3
第1章 在外選挙制度とは何か	6
第2章 在外投票運動はどのようにして在外選挙制度を実現したか	13
第3章 在外日本人国民審査訴訟はどのようなものだったのか	19

第4章 なぜ在外ネット投票が求められているのか	27
第5章 これからの在外選挙制度には何が求められているか	32
第6章 取材を終えて	37

序章

1. 研究の目的・要旨

本研究では、在外選挙制度の形成に関わった人々や在外選挙制度を変えようとしている人々へのインタビュー取材を通じて、制度成立から20年以上が経った今改めて在外選挙制度のあり方を見つめ直す。

在外選挙制度とは、自国外に住む人々が自国の国政選挙に投票できる制度のことだ。日本では1998年5月に創設され、2000年6月の衆議院選挙から在外投票が可能になった¹。これは、他の先進諸国と比べても遅い創設だった。日本で在外選挙に関する議論が活発化し始めた1996年、G7の国々²の中で海外投票制度が導入されていなかったのは、日本とイタリアだけだったのだ³(イタリアでは2001年に導入された⁴)。さらに、制度開始当初は比例代表選出議員選挙に限定されていたり⁵、ロサンゼルスやロンドンなどの大都市では在外公館投票が行われなかったり⁶と問題点も多かった。制度が開始してから20年以上経った現在でも、国内と比べて極端に投票率が低いなど、依然として課題は残っている。

在外選挙制度の歴史を振り返ってみると、制度の創設からその改善に至るまで、当事者である海外に住む日本人たちが、自らの権利を訴え、運動を起こすことで、実現してきたことが分かる。こうした運動を中心となって起こしてきた人々、そして在外選挙制度を変えようと活動している人々への取材を通じて、在外選挙制度のこれまでを学び、在外選挙制度のこれからを考えたい。

¹ 外務省(2011)「在外選挙制度導入とその後の制度改正」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/seido.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

² 日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダの7カ国。

³ 「「在外邦人に選挙権を」――欧米の50人、20日に提訴」, 毎日新聞, 1996年11月12日付, 朝刊, 3面, 毎索, <https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230114155051736gsh-ap04>, 最終アクセス日2023年1月14日

⁴ Chamber of Deputies「VOTING BY ITALIANS LIVING ABROAD」, https://en.camera.it/4?scheda_informazioni=30, 最終アクセス日2023年1月14日

⁵ 同上

⁶ 海外有権者ネットワークLA編(2004)『海外から一票を！―在外投票運動の航跡』, 明石書店, p.96

2. 研究の背景・問題意識、手法

本研究の背景には、海外で投票できなかった筆者自身の経験がある。2021年8月から2022年5月まで交換留学でアメリカ・ウィスコンシン州に滞在していて、この期間に行われた第49回衆議院選挙の際に投票することができなかった。そもそも選挙時点で在外選挙人名簿の登録資格を持っていなかったことが理由だった⁷。第49回衆議院選挙は留学開始から約2か月後の2021年10月に行われたため、この衆院選時点で筆者は海外に3か月以上継続居住していることという登録条件⁸を満たしていなかったのだ。

留学中に投票できなかった経験をきっかけに興味を抱き、在外選挙制度について調べていく中で、現行の在外選挙制度は有権者にとって投票しやすい制度とはいえないと感じた。例えば、もし在外選挙人名簿への登録が間に合っていたとしても、交換留学中の筆者が在外投票することは困難だっただろう。平日は毎日授業がある中で、たった6日間の投票期間中に、片道4時間半かけて最寄りの在外公館に投票しに行くこと⁹も、投票用紙の請求、投票用紙の返送、投票用紙への記入・再送という1往復半のやり取りを期間内に日本の登録地の選挙管理委員会と行うこと¹⁰も容易ではないためだ。

この投票の困難さ・不便さは、在外投票率の低さという形でも現れている。直近の2022年7月に行われた参議院議員通常選挙における在外投票率は、比例区選挙で22.04%、選挙区選挙で21.91%であった¹¹。この数値は、全体の投票率52.02%と比較しても半分を下回り、かなり低い投票率といえる。さらに、この投票率は在外選挙人名簿に登録されている者のみを分母とした値であり、海外に住んでいる有権者全体を分母とした実質的な投票率はわずか2%程度とされている¹²。

⁷ 総務省「在外選挙人名簿の登録申請について」, https://www.soumu.go.jp/main_content/000554339.pdf, 最終アクセス日2023年1月9日

⁸ 外務省「在外選挙人名簿登録申請の流れ」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>, 最終アクセス日2023年1月14日

⁹ 筆者の留学先であるウィスコンシン州マディソンから最寄りの在外公館である在シカゴ日本国総領事館までの距離は約224キロメートルで、その移動にはバスで片道4時間半かかる。

¹⁰ この投票用紙の請求は選挙期日の公示以前に行えるものの、国際郵便のやりとりには時間を要することもあり、郵便が届かず投票が間に合わないというリスクをはらんでいる。

¹¹ 外務省(2022)「第26回参議院議員通常選挙に伴う在外投票(速報：投票者数)」, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009421.html, 最終アクセス日2023年1月9日

¹² NHK政治マガジン(2021)「投票率2%!? そんな選挙が日本に」, <https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/73794.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

また、在外選挙制度が抱える課題は、投票の困難さ・不便さのような制度設計上の課題に限らない。筆者が特に問題意識を持ったのが、世間の認知度の低さだ。在外選挙制度については、当事者以外の関心が低く、現状や課題、制度の存在そのものまでもが世間にはあまり認知されていない。実際、海外に住んでいる人々にのみ関わる事柄として、これまで在外選挙は国内の選挙と比べて軽視されてきた。このことは、制度の実現や改善を阻む一因にもなっている。

近年、2022年5月に最高裁が国民審査の在外投票を認めない国民審査法を違憲とする判決を出す¹³、在外ネット投票を求める署名運動が起こる¹⁴など、在外選挙制度の改善を目指す新たな動きも活発化している。

本研究では、30年前の在外投票運動に関わった人々、そして近年の在外日本人国民審査訴訟と在外ネット投票署名運動に関わる人々にインタビューを行った。これらをルポルタージュの形式でまとめることで、在外選挙制度についての多角的な理解を深める。

¹³ 裁判所(2022)「最高裁判所判例集 事件番号: 令和2(行ツ)255」, https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91190, 最終アクセス日2023年1月9日

¹⁴ change.org, 在外ネット投票署名活動(2021)「在外ネット投票の早期専攻導入を求めます!」, <https://www.change.org/p/総務大臣-在外ネット投票の早期先行導入を求めます>, 最終アクセス日2023年1月9日

第1章 在外選挙制度とは何か

日本において在外選挙制度が導入されたのはわずか20年ほど前であり、それまで海外に住む日本人は事実上選挙権を持っていなかった。本章では、日本における在外選挙の成り立ちと仕組み、そして諸外国における在外選挙制度について、先行研究をもとにまとめる。

1. 日本における在外選挙制度の成り立ちとその後の制度改正

まずは、在外選挙制度の成り立ちとその後の制度改正について、在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』を参考に振り返る。

在外選挙についての議論が国会で初めて行われたのは、実際に導入されるより10年以上も前、1983年のことであった。この年、衆議院内閣委員会において、「海外に在留する法人が選挙権の行使ができるよう、早急に適切な措置を講ずること」との附帯決議が行われたのだ¹⁵。これを契機として、政府は翌年4月に在外選挙制度の創設を内容とした公職選挙法の一部改正案を国会へ提出したが、この法案は1986年6月の衆議院の解散によって廃案となった¹⁶。その後再び在外選挙導入に向けた議論が活発化するようになったのは、1990年代に入って世界各地で在外投票運動が起こった後だった。1997年6月に自民・社民・さきがけの三党連立政権が在外選挙制度の創設を内容とする公職選挙法の一部改正案を国会に提出すると、その後の国会審議により一部修正されて、1998年5月6日に平成10年法律第47号として公布された¹⁷。この法改正により、在外選挙制度が日本に導入され、2000年5月以降の国政選挙には海外に住む有権者たちも投票できるようになった。

こうして出来た制度により、初めての在外投票が行われたのは2000年6月の第42回衆議院議員総選挙であった。2003年6月に行われた制度改正では、在外公館投票と郵

¹⁵ 在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』, ぎょうせい, p.4

¹⁶ 同上

¹⁷ 在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』, ぎょうせい, pp.4-5

便等投票の選択制導入、同居家族の出頭の免除などがなされた¹⁸。しかし、導入からしばらくの間在外投票は比例代表のみで、2006年の制度改正によってようやく、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員、そしてこれらに関わる補欠選挙および再選挙についても在外投票が行えるようになった¹⁹。この改正は前年2005年9月14日に「在外選挙制度の対象となる選挙を当分の間両議員の比例代表選出議員の選挙に限定する部分は、遅くとも、本判決言渡し後に初めて行われる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の時点においては、憲法に違反する」との判断を最高裁が示したことによるものだ²⁰。この改正により、2007年7月の第21回参議院議員通常選挙では、初めて比例代表選挙に加えて選挙区選挙への在外投票が行われた²¹。また2006年の制度改正では、登録申請手続きの改善も行われた。その後2018年の制度改正により、国外へ転出する人が市区町村の窓口で転出届をする際に在外選挙人名簿への登録の申請を行う出国時申請が可能となった。

さらに、2023年2月、海外在住の日本人が最高裁裁判官の国民審査に投票できるようにする制度の創設を柱とした改正国民審査法が施行された²²。これは、最高裁が2022年5月に、海外に住む日本人の投票を認めていない現行制度を違憲とする判断を示したことを受けたもので、最高裁による違憲判決は歴史上11件目であった。

2. 日本の在外選挙制度の仕組み

日本における在外選挙制度は、在外選挙人名簿の登録と在外投票の二つの仕組みで成り立っている。

在外選挙人名簿への登録を申請するには、①満18歳以上の日本国民であること②海外に3か月以上継続居住していること③在外選挙人名簿に未登録であること、の三つの条件を満たしている必要がある²³。ただし、②の条件については、3か月未満の時期で

¹⁸ 外務省(2011)「在外選挙制度導入とその後の制度改正」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/seido.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

¹⁹ 同上

²⁰ 在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』, ぎょうせい, p.5

²¹ 外務省(2011)「在外選挙制度導入とその後の制度改正」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/seido.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

²² 総務省(2023)「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(令和4年法律第86号について)」, <https://www.soumu.go.jp/senkyo/kokuminshinsa/hourei.html>, 最終アクセス日2023年2月22日

²³ 外務省「在外選挙人名簿登録申請の流れ」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>, 最終アクセス日2023年1月14日

も申請すること自体は可能だ²⁴。また、在外選挙人名簿への登録の申請には、出国時申請と在外公館申請の2種類の方法がある。出国時申請は出国前に国外への転出届を提出する場合に市区町村の窓口で申請する方法であり、在外公館申請は出国後に居住している地域を管轄する在外公館（日本大使館、総領事館など）に申請する方法である²⁵。こうして申請を行い、3か月の居住確認や本籍地への照会、審査が完了すると、在外選挙人名簿への登録がなされ、在外選挙人証が交付される²⁶。在外投票を行うためには、この在外選挙人証が必要となる。

在外投票制度には、在外公館投票、郵便等投票、日本国内における投票の三つの方法があり、在外選挙人証を持っている人はいずれかの方法で投票することができる。

在外公館投票は、在外公館において投票する方法で、在外選挙人証を持っていれば在外選挙を実施しているどの在外公館でも投票することができる。投票期間は、選挙の公示日の翌日から日本国内における投票日の6日前までとなっているが、投票用紙を日本に送付するために必要な日数との関係でこれより短い在外公館もある²⁷。

郵便等投票は、直接登録先の市区町村選挙管理委員会(選管)に投票用紙を郵送する投票方法だ。郵便等投票を行うには、まず投票用紙請求書と在外選挙人証を選管に直接送付し、選管から投票用紙と封筒が返送されたら、投票用紙に記入して選管に直接送付するという1往復半の郵便のやりとりを日本国内の選管と行う必要がある²⁸。また、投票は国内の選挙期日(投票日)における投票終了時刻(通常日本時間の午後八時)までに投票先の選管に届かなければならない²⁹。

日本国内における投票は、選挙の時期に一時帰国した場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は在外選挙人証を提示して投票できるというものだ³⁰。選挙期日の投票だけでなく、期日前投票や不在者投票も利用することができる。

²⁴ 同上

²⁵ 外務省「在外選挙制度とは」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/abroad.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

²⁶ 外務省「在外選挙人名簿登録申請の流れ」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>, 最終アクセス日2023年1月14日

²⁷ 外務省「在外公館投票」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote1.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

²⁸ 外務省「郵便等投票」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

²⁹ 同上

³⁰ 外務省「日本国内における投票」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote3.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

3. 諸外国における在外選挙制度の成り立ちと仕組み

本節では、諸外国における在外選挙制度の成り立ちと仕組みについて振り返り、日本における在外選挙制度の成り立ちと仕組みと比較する。まず、岡沢憲芙・戸波江二編(1998)『在外選挙-外国の制度と日本の課題』を参考に、各国の在外選挙制度の成り立ちについてまとめる。次に、在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』を参考に各国の在外選挙制度の仕組みについてまとめる。最後に、韓国およびアメリカの在外選挙について近年の文献およびインタビューをもとにまとめ、日本の制度と比較する。

在外選挙制度の導入の経緯は国により様々だが、アメリカなど比較的早い時期から在外選挙を実施している国では、外国で公務に従事している公務員・軍人の選挙権を保障することが在外選挙制度導入のきっかけとなった場合が多い³¹。諸外国においても在外選挙制度が一般に導入されたのは、日本で導入に関する議論が始まったのと同時期の1980年代から90年代にかけてだった。その背景には、国際交流の活発化、経済活動の規模拡大などにより外国に居住する人々の数が飛躍的に増大したこと、交通・通信技術の進歩によって外国からも自国の情報を手に入れやすくなったこと、国民の政治参加・民主主義に対する政治意識が高まったことなどの社会的状況がある³²。特に、在外選挙制度の実施において先進的役割を果たしたヨーロッパ諸国では、80年代にEU統合の進展とEU議会選挙の実施に伴う選挙権の拡大という課題に取り組む必要が生じ、それに関連して在外選挙制度が創設されることになった³³。

在外選挙人の資格については、国内の選挙での有権者に対して在外でも選挙権を認めるとするのが一般的である。しかし、スウェーデンやノルウェーなど住民登録されたことがある者に限っている国もある³⁴。これは、外国で生まれた国民で居住経験のない者を排除する意味を持つ³⁵。また、カナダ(出国後5年間)、イギリス(出国後15年間)、ドイツ(出国後25年間、ただし欧州評議会加盟国に居住する場合は制限なし)のように出国後一定期間内の者にのみ選挙権を認めている国、オーストラリアなど帰国意思の確認を求める国もある³⁶。

³¹ 岡沢憲芙・戸波江二編(1998)『在外選挙-外国の制度と日本の課題』, インフォメディア・ジャパン, p.109

³² 同上

³³ 岡沢憲芙・戸波江二編(1998)『在外選挙-外国の制度と日本の課題』, インフォメディア・ジャパン, p.109

³⁴ 在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』, ぎょうせい, p.10

³⁵ 岡沢憲芙・戸波江二編(1998)『在外選挙-外国の制度と日本の課題』, インフォメディア・ジャパン, p.110

³⁶ 在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』, ぎょうせい, pp.9-10

選挙区選挙で在外選挙人が投票する選挙区については、多くの国では、日本と同様、国内での選挙にリンクさせて国内の選挙区のいずれかに登録した上で投票する制度で、所属選挙区は、最終住所地とする国が大半だ³⁷。しかし、フランスの上院選挙など特別な海外選挙区を設けている例や、オランダなど在外選挙の中央管理庁に投票するという制度をとる例もある³⁸。

投票方法は、日本でも行われている郵便投票、在外公館投票に加え、代理投票が行われている国もある。日本同様、いくつかの方法を併用している国も多い。これら三つの方法の中で最も一般的なのが、郵便投票だ。アメリカやドイツなど国内の選挙でも郵便投票が一般的な国はもちろん、在外公館投票のみを認める国を除いてほとんどの国で行われている³⁹。郵便投票には、選挙管理が容易であり手間もかからないというメリットがあるが、郵送に時間がかかることや本人投票の確実性が下がることなど問題点も指摘されている⁴⁰。在外公館投票は郵便投票と併用されるほか、スウェーデンやオーストリアなど本人投票の確実性を尊重する国では在外公館投票のみが行われている⁴¹。在外公館投票では、手続きの確実性は担保されるが、在外公館の負担する選挙事務は大きくなる。代理投票は、国内の選挙において在外選挙人によって指名された国内代理人が代理人本人の投票のほか、在外選挙人のために投票を行うというものだ⁴²。イギリスやオランダなどで郵便投票と併用されている⁴³。特別な手続きを必要とせず簡便であるが、実質的に代理人が2票投票することになってしまうという側面もある⁴⁴。

ここまで諸外国における在外選挙制度について概観してきたが、ここからは日本とも関係が深い韓国とアメリカの在外選挙制度についてより詳しく扱う。

韓国で在外選挙制度が創設されたのは2009年、初めて実施されたのは2012年の国会

³⁷ 岡沢憲英・戸波江二編(1998)『在外選挙-外国の制度と日本の課題』, インフォメディア・ジャパン, pp.110-111

³⁸ 同上

³⁹ 岡沢憲英・戸波江二編(1998)『在外選挙-外国の制度と日本の課題』, インフォメディア・ジャパン, p.111

⁴⁰ 同上

⁴¹ 同上

⁴² 同上

⁴³ 在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』, p.10

⁴⁴ 岡沢憲英・戸波江二編(1998)『在外選挙-外国の制度と日本の課題』, インフォメディア・ジャパン, p.111

議員総選挙と、韓国における在外選挙制度の歴史は日本より短い⁴⁵。しかし、韓国では在外投票率が全体の投票率とほとんど変わらず非常に高く、2022年に行われた大統領選では、全体の投票率が77.1%⁴⁶に対して在外投票率が71.6%⁴⁷と、どちらも高い投票率だった(注:日本の在外投票率と同様で、この在外投票率は事前登録を終えた在外有権者を分母とした値である)。在外投票率の低さは日本の在外選挙制度が抱える課題として指摘されてきたが、この課題は日本特有の現象ではない。例えば投票率が高い国として知られるスウェーデンでも、2018年の選挙における投票率は87.2%だったのに対して、在外投票率は約34%であり、全体投票率の半分を大きく下回る値だった⁴⁸。こうした中で韓国の在外投票率の高さは特異といえる。韓国の在外選挙制度について、日韓の在外選挙制度に詳しい高選圭教授(大邱大学)に話を聞いた。

韓国の在外選挙では、「韓国では郵便投票は行われておらず、在外公館だけです。有権者登録はインターネットで行えるようになったが、インターネット投票は実現していません。」という。それにも関わらず、在外投票率が他国と比べて高い(全体の投票率と在外投票率の差が他国と比べて少ない)理由については「有権者登録がネットでできること、政治に対する関心が高く一票を投じようという意識が高いことの二つが、在外投票率の高さに表れていると思います」と説明した。韓国では、有権者登録はインターネットで行えて、一瞬で出来る⁴⁹。そのため、日本のように審査に何か月もかかることはない⁵⁰。これらに加えて、大統領選挙があるために国政への政治的関心が高い

⁴⁵ 藤原夏人(2012)「【韓国】選挙をめぐる最近の動向-SNS、在外選挙、選挙区画定-」, 『外国の立法』, 251号, 2012.4, p.2, https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487662_po_02510108.pdf?contentNo=1, 最終アクセス日2023年1月9日

⁴⁶ 朝日新聞デジタル「韓国大統領選、投票率は前回並みの77.1% 期日前投票は過去最高」, 2022年3月9日付, <https://www.asahi.com/articles/ASQ3973JWQ39UHB103L.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁴⁷ KBS WORLD JAPANESE「韓国大統領選挙の在外投票率、71.6%」, 2022年3月2日付, http://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=j&Seq_Code=81576, 最終アクセス日2023年1月9日

⁴⁸ Statistics Sweden(2019)「Analysis of voter turnout in the 2018 general elections」, <https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-elections/general-elections-participation-survey/pong/statistical-news/general-elections-electoral-participation-survey-2018/>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁴⁹ 中央選挙管理委員会「国外不在者/在外選挙人 申告・登録申請の方法案内」, <https://ova.nec.go.kr/cmnn/applicationGuide.do>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁵⁰ 外務省「在外選挙人名簿登録申請の流れ」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>, 最終アクセス日2023年1月14日

ことも理由の一つとして考えられるという。

アメリカにおける連邦レベルでの在外投票の制度化は、1955年連邦投票支援法(Federal Voting Assistance Act of 1955: FVAA)に始まり、1975年在外市民投票権法(Overseas Citizens Voting Rights Act of 1975: OCVRA)の制定を経て、1986年軍人等および在外市民不在者投票法(Uniformed and Overseas Absentee Voting Act: UOCAVA)の成立により今日に至っている⁵¹。UOCAVAはその後数回にわたって改正され、直近の改正法案は2010年度国防授権法の一部として成立した軍人及び在外市民権利強化法(Military and Overseas Voter Empowerment Act: MOVE法)であった⁵²。

アメリカの在外選挙制度は、州によりかなり異なる。郵送では投票の期限に間に合わない場合には例外的に投票用紙をファックスで送信することが可能な州もあることが、その一例だ⁵³。MOVE法は、連邦選挙の在外不在者投票のための有権者登録をする際に郵便または電子的手段によって行えるようにすることを各州に求めており⁵⁴、近年ではオンラインでの有権者登録を認めている州もある。全50州のうち、20州が全面導入済、4州が全面導入州法制定済(未施行)、3州が一部導入済と、半数以上の州でオンラインによる有権者登録の導入が進められている⁵⁵。ちなみに、オンライン登録を導入した州においては、在外有権者だけでなく、州内に居住する有権者もオンライン登録を利用できる⁵⁶。

⁵¹ 岡沢憲芙・戸波江二編(1998)『在外選挙-外国の制度と日本の課題』, インフォメディア・ジャパン, p.120

⁵² 同上

⁵³ 在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』, ぎょうせい, p.9

⁵⁴ 湯浅壘道(2016)「アメリカの在外不在者投票へのインターネット有権者登録の導入」, 『情報ネットワーク・ローレビュー』, 第14巻, 2016.6, p.90

⁵⁵ 湯浅壘道(2016)「アメリカの在外不在者投票へのインターネット有権者登録の導入」, 第14巻, 2016.6, pp.92-94

⁵⁶ 湯浅壘道(2016)「アメリカの在外不在者投票へのインターネット有権者登録の導入」, 『情報ネットワーク・ローレビュー』, 第14巻, 2016.6, p.92

第2章 在外投票運動はどのようにして在外選挙制度を実現したか

日本で在外選挙制度が実現した背景には、海外に住む有権者たちによる在外投票運動があった。在外選挙制度が成り立つまでの法改正や制度整備については第1章でも扱ったが、こうした立法の動きにも大きな影響を与えた在外投票運動について、第2章では詳しく扱う。

本章では、在外投票運動に当初から関わられた、竹永浩之さん(海外有権者ネットワークNY・共同代表)と若尾龍彦さん(海外有権者ネットワーク日本・代表)にインタビューを行った。

1. 在外投票運動の歩み

日本における在外選挙制度実現に大きく関わったのが、海外有権者ネットワークを中心に行われた在外投票運動である。海外有権者ネットワークは、世界各地で在外投票運動を行っていた人々によって結成された有志団体だ。シドニー・ニューヨーク・バンコク・ロサンゼルスにあった4つの異なる団体の共通名称として始まったものだが、その後世界中に広がり、世界13地域で「海外有権者ネットワーク」としての在外投票運動が行われてきた⁵⁷。

第1章でも述べたように、1984年4月に在外選挙制度の創設を内容とした公職選挙法の一部改正案が国会に提出されたものの、この法案は1986年6月の衆議院の解散によって廃案となり、在外投票に関する議論は下火になった⁵⁸。再び議論が活発化する契機となったのが、1993年に起こった在外投票運動だったのだ。在外投票運動の始まりについて、竹永さんに尋ねた。

「全世界にこの運動を広げないと勝てない、ニューヨーク1か所で署名運動を始めても絶対に勝てないと思ったので、始めるのであれば2か所同時にやろうと考えました。もしニューヨークだけで始めてしまったら他のところは入ってきづらいけど、同時に別々の2か所で始めてしまえば、3か所目は入ってきやすいと思ったんですよ。80年代の終わり頃から90年代にもサンフランシスコとシドニーで単発の署名運動が起こっていたんですけど、それは広がらなかったんですよ。このムーブメントを広げてい

⁵⁷ 海外有権者ネットワークLA編(2004)『海外から一票を！-在外投票運動の航跡』, 明石書店, p.23

⁵⁸ 在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』, ぎょうせい, p.4

く時に、私個人はただの留学生なので、政府に対してできるだけこちらの体をでかく見せなきゃいけないわけですよ。となると、世界中でネットワークを作るしかなくて、どんどんどんどん広げていく必要があったんです。」

竹永さんがほぼ一人で活動していたニューヨークとは対照的に、ロサンゼルスでの在外投票運動は、地域の日本人コミュニティを中心に大人数で行われた。若尾さんは、ロサンゼルスでの在外投票運動の始まりをこう振り返る。

「ちょうど自民党の55年体制が崩れて細川政権ができた頃に、あるシンポジウムの会があったんですよ。その頃は政治が何か変わるんじゃないかという期待感があって、自分たちも投票したいという気持ちになっていました。その会で、憲法には国民は成年になって国籍がある人はみんな選挙権を持っていると書いてあるのに、どうして私たちは選挙ができないのでしょうかという質問をした人がいました。それに対する答えは、選挙については公職選挙法で定められていて、その公職選挙法には海外での選挙については書いていないから対象になっていないんですということでした。」

若尾さんは、その後シンポジウムを主催していたジャーナリストの北岡和義さんから在外投票制度を実現させる運動を共にやらないかとの誘いを受け、在外投票運動に参加した。

「我々は日系スーパーマーケットの前なんかで署名活動をしていて、ロサンゼルスだけで800を超える署名が集まりました。ロサンゼルスだけでなく、ニューヨーク、バンコク、シドニーでも同様の活動をしていて、4か所で集めた署名を持って東京に行き陳情をしようということになったわけです。みんなが自分のところで集めた署名を持って、衆議院議長、参議院議長に会って陳情をしたわけです。その時の衆議院議長は土井たか子さん、参議院議長は原文兵衛さんでした。また、日本弁護士連合会にある人権擁護委員会にも人権救済申し立てをしました。日弁連は1年間かけてこのことを調べて、やるべきだと判断して、会長名で当時の村山首相、そして外務大臣・総務大臣・自治大臣の4人に対して、進めるべしとの勧告のような声明を出したんです。それでもなかなか日本の政治は動きませんでした。」

1994年3月1日、ロサンゼルス of 海外在住者投票制度の実現をめざす会(金井紀年代表)、ニューヨークの在外投票権署名の会(竹永浩之代表)、バンコクの海外在住日本人参政権獲得署名活動(秦辰也代表)、シドニー海外有権者の会(保坂佳秀代表)の4つの市民団体が2830人の署名と請願書を衆参両院の議長に提出した⁵⁹。そして同日、四団体で海外有権者ネットワークを結成した。海外有権者ネットワークの活動は署名運動にとどまらず、1996年には選挙権を行使できないのは憲法が保障した基本的人権の侵害

⁵⁹ 「在外日本人に参政権を――衆参議長に請願」, 毎日新聞, 1994年3月2日付, 朝刊, 22面, 毎
索, [https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/
main.jsp?ssid=20230106184413370gsh-ap01](https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230106184413370gsh-ap01), 最終アクセス日2023年1月6日

にあたるとして国を相手取った民事訴訟を起こした⁶⁰。この原告団には、アメリカ、ドイツ、オーストラリア、フィリピン、イギリス、フランス、アイルランド、イタリアの8カ国から53名が参加した⁶¹。若尾さんはこの訴訟の原告団事務局長として、意見陳述も行ったという。

「私は一審のときも意見陳述をして、裁判長も熱心にうなずいて聞いてくれて反応も良かったんですけど、第一審は敗訴でした。高裁のほうに控訴して行ったものの、そこも負けました。弁護士の方々が言うには、一審・二審はこれでいい、勝負は最高裁だと。それで、最終的に最高裁まで行ったわけです。弁護士の方から最終意見陳述というのをやってくれと言われ、2005年の7月にやりました。この意見陳述をしたのは、最高裁大法廷というところでした。普通は5人の裁判官がいる小法廷なんですが、憲法が絡むと大法廷で、第一小法廷から第三小法廷までの15人の裁判官によって審理されるんですよ。最終的には、ここで勝ったわけですよ。これは歴史的なことで、今でもけっこう司法試験に出る問題だそうです。」

1996年に提訴されたこの訴訟は2005年に原告側の全面勝訴という形で終わったが、在外選挙制度自体が実現したのはその途中、1998年のことだった。在外選挙制度は1998年の公職選挙法改正により比例代表選挙に限って実現したが、選挙区選挙への投票は認められていなかったため訴訟は継続されたのだ。2005年9月14日、最高裁大法廷は、衆参両院の選挙区での投票を認めていない現行法の規定を違憲と判断した上で、国会が立法措置を怠った「不作為」も認め国に慰謝料支払いを命じる判決を言い渡した⁶²。最高裁が法律を違憲と判断するのは歴史上七件目であった。加えて、国会が法律を作らなかったり、改正しなかったりする立法不作為について、最高裁が違法と認めたのは初めてだった⁶³。

資料として在外投票運動に関する主な動きを年表にまとめたもの⁶⁴を、次ページに

⁶⁰ 「「在外邦人に選挙権を」――欧米の50人、20日に提訴」, 毎日新聞, 1996年11月12日付, 朝刊, 3面, 毎索, <https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230106184413370gsh-ap01>, 最終アクセス日2023年1月6日参照

⁶¹ 海外有権者ネットワークLA編(2004)『海外から一票を！-在外投票運動の航跡』明石書店, p.55

⁶² 「在外邦人選挙権訴訟：比例限定は違憲「次回は選挙区も」――最高裁判決」, 毎日新聞, 2005年9月15日付, 朝刊, 1面, 毎索, <https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230106215839005gsh-ap03>, 最終アクセス日2023年1月6日

⁶³ 「在外選挙件の制限は違憲 選挙区投票認める 立法の怠惰指摘 最高裁判決」, 朝日新聞, 2005年9月15日付, 朝刊, 1面, 朝日新聞クロスサーチ, <https://xsearch-asahi-com.waseda.idm.oclc.org/kiji/detail/?1673011949724>, 最終アクセス日2023年1月6日

⁶⁴ 若尾龍彦さん提供

添付する。

年月日	出来事
1993年	細川政権誕生により海外に在外投票実現運動始まる
1994年3月1日	ニューヨーク、シドニー、バンコク、ロサンゼルス代表が衆参両議長に陳情書を提出し記者会見、「海外有権者ネットワーク」を結成
1995年4月	全国会議員へアンケート：回答274人（回答率36％）、反対は2名
1995年5月	・各地で集めた署名を海外日系人大会で発表、国会、関係省庁に提出 ・日本弁護士連合会人権擁護委員会へ人権救済申立て ・村山首相に面会、陳情。外務、自治省、各有力議員へ陳情。
1996年5月	1年間の審査を経て日本弁護士連合会が「在外選挙を可能にする公職選挙法改正の要望書」を衆参両院議長、総理大臣、外務、自治、法務大臣宛て送付
1996年10月	衆議院議員選挙の際、LA総領事館と最終居住区の選管に投票用紙を請求。同時に会員が帰国し最終居住地の選管で投票を要求、在外投票不可能を証明
1996年11月	国に対し東京地裁に違憲訴訟を提訴（原告団53名）
1997年6月	自民・社民・さきがけ3党が公職選挙法改正案を国会に提出
1997年12月	衆議院公職選挙法改正特別委員会で金井会長が参考人意見陳述
1998年4月7日	衆議院本会議で公職選挙法の一部を改正する法案可決

1998年4月16日	参議院地方行政警察委員会で中條氏が参考人意見陳述
1998年4月23日	参議院で公職選挙法改正案可決（比例代表選挙に限定）
1999年10月	違憲訴訟、東京地裁で敗訴。直ちに控訴
2000年6月25日	初の在外投票（比例代表のみ、大都市では郵便投票のみ）
2000年11月	違憲訴訟、東京高裁で敗訴
2000年12月	最高裁へ在外選挙訴訟の上告（原告団13名）
2005年7月	最高裁大法廷で最終弁論
2005年9月14日	最高裁大法廷で全面勝訴
2006年6月	参議院で公職選挙法改正案可決。すべての国政選挙で投票が可能に
2007年7月	LAにて海外初の「政党討論会」（自民党、公明党、民主党、共産党）
2007年7月11日	参議院議員選挙（比例区・選挙区の投票による初の完全国政参加）
2008年5月	超党派の「在外投票を推進する議員連盟」が発足
2009年8月30日	衆議院議員選挙（衆院選・初の完全な在外投票）
2010年10月20日	「在外投票を推進する議員連盟」総会にて要望事項を表明

2. ロサンゼルスとニューヨーク、それぞれの在外投票運動

海外有権者ネットワークはそれぞれの地域で連携して活動していたが、地域の日本人コミュニティを中心に起こり、大所帯だったロサンゼルスと、竹永さんがほぼ一人で活動していたニューヨークとでは、活動内容も大きく異なった。各地での在外投票運動について、竹永さんに尋ねた。

「他の地域は、日本人会とか団体が中心で、その地域の日本人コミュニティの重鎮たちが運動を起こしていたんですよ。私は当時26歳で、他の方々は50代から70代くらいだったんです。となると、完全に役割が違うじゃないですか。他の方々はふざけたことができないので。結局のところ、在外投票制度をつくるという点で運動を引っ張ったのはニューヨークとロサンゼルスで、それぞれに役割がありました。ロサンゼルスは組織力があるので、訴訟とかアンケートとかそういうのをがっちりやるんですよ。それに対して、私は打ち上げ花火的な感じでみんなの注意を引くことを単発でバンバンやりました。」

竹永さんたちが行った「一風変わったこと」の例の一つが、自民党が永住権保持者を在外投票から外すことを検討した際に行った自民党への抗議文キャンペーンだ。抗

議文をあらかじめ刷ったハガキを1000枚作り、ニューヨーク中にばら撒いたという。こうした活動を行った理由について、竹永さんはこう説明する。

「まだネットがないので海外って感覚的に遠いんですよ。全く有権者からの声も届いてこないし。その時にいきなり海外から手紙が届くと、一通でもすごいインパクトがあるわけですよ。小さなことですけど、こっちには動員力もなければ日本にもいないので、一つひとつインパクトを残す必要があって、そういうのを担当するのが私の役目でした。」

一方ロサンゼルスは、人数の多さを活かして第1節で述べたような訴訟や署名活動を牽引した。国会議員へのアンケート調査も、常に30人以上のアクティブメンバーで活動していたロサンゼルスならではの活動だったといえるだろう。若尾さんは、「少ないところは身軽ですから思いついたらすぐやれるのに対して、大所帯のロサンゼルスでは足並みを揃えてやっていくというところで一番苦労しました」と振り返る。訴訟でも、提訴当初は53人とかなり大所帯の原告団が各国に散らばっている中で、その人たちをまとめて一つの団体として活動をすることは大変だったという。

ロサンゼルスとニューヨーク、それぞれの活動に違いはあるものの、若尾さんも竹永さんも在外投票運動を始めた理由として、1993年の細川政権誕生を挙げた。

若尾さんは、細川政権が誕生して政治が何か変わるんじゃないかという期待感を持つ中で、自分たちも投票したいと感じるようになったという。

「1981年にロサンゼルスに渡り、初めて海外に身を置き感じたのは、国内から見ると日本と海外から見ると日本が違って見えたことでした。外から見ると景色と中から見ると景色は違うのだから、外からの視点を国政に反映できれば日本にとっても役立つと考えました。在外投票制度ができれば、国会議員の選挙のたびに海外票の動向もメディアで報道されます。国民の意識が海外からの視点に気づけば日本の国政にも影響すると思ったのです。」

一方、竹永さんはアメリカに留学するまで日本では一度も投票したことがなく、政治にも興味がなかったという。しかし、細川政権が誕生し政治が大きく動くという期待感の中で考えが変わった。

「何かしようと思っても選挙うんぬんの前にコミュニケーションできないというか。手紙・ファックスくらいで、インターネットもない。海外から政治と関わる方法が全くなかったんです。私は、在外投票を選挙権という風には捉えていなくて、一つの政治とのコミュニケーションの方法だという風に考えたんですよ。」

30年前、海外に住む日本人たちは、住む国や活動内容は異なっても、皆日本の国政に参加したいとの思いから在外投票運動を行った。彼らの活動なくしては、現在の在外選挙制度はなかっただろう。しかし、在外選挙制度が実現されてから20年以上経った現在でも、在外選挙制度は変化を求められ続けている。第3章と第4章では、近年在外選挙制度に起こった大きな変化と在外選挙制度に求められている変化について、インタビュー取材を通じて明らかにしていく。

第3章 在外日本人国民審査訴訟はどのようなものだったのか

2022年5月25日、最高裁大法廷は、最高裁裁判官の国民審査について海外に住む日本人が投票できないのは憲法違反だと判断した⁶⁵。1947年5月3日に日本国憲法が施行されてから今まで70年以上経つが、その間に最高裁判所が違憲判決を出した例はごく

⁶⁵ 朝日新聞デジタル「最高裁大法廷が全員一致 国民審査の在外投票不可「違憲」判決の骨子」, 2022年5月25日付, <https://www.asahi.com/articles/ASQ5T5HVTQ5TUTIL01X.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

わずかであり、今回が11例目であった⁶⁶。2005年にも、在外邦人選挙権制限規定を違憲とし、選挙区選出議員の選挙も在外選挙の対象とすべきとする判決が出ており⁶⁷、在外選挙制度に関する違憲判決は2度目であった。

この違憲判断を受けて、第210回国会において在外国民審査制度の創設を柱とした改正国民審査法が成立し、2023年2月17日に施行された⁶⁸。国民審査制度創設は、在外選挙制度の歴史にとって大きな転換点となるはずだ。

本章では、在外日本人国民審査訴訟について、原告の谷口太規さんと想田和弘さんにインタビューを行った。彼らへのインタビューをもとに、この訴訟を様々な視点から振り返る。

1. 在外日本人国民審査訴訟の始まり

2017年10月、第48回衆議院選挙が行われた。この時初めて在外投票をした谷口さんは、帰りがけに国民審査をやらなかったことに気づいた。「国民審査はないのですか?」と尋ねると、係員は「在外公館ではやっていません」と答えたという。谷口さんは海外に住む有権者に国民審査投票が認められていないことをその時まで知らなかった。帰宅後、「在外投票できないとすると、憲法違反なんじゃないかな。」とブラジルにいた知り合いの弁護士の永井康之さんがFacebookに投稿しているのを目にした。また、インターネットで調べてみると2011年にも東京地裁で似たような訴訟が起こされていることがわかった。この訴訟は一審で却下され、依頼者の都合で控訴されなかったため、そのまま確定していた。しかし、「憲法上重大な疑義がある」という言葉がなされていたことから希望が持てたと谷口さんは話した。

「2011年の段階で重大な疑義があると判断されていたけれど、制度の整備までには時間がかかるというか。やっぱり2005年の在外選挙についての違憲判決が出てからまだ5、6年くらいで、国民審査は多少事情が違うので、早すぎるという判断だったんですよ。でも、そこからもう10年経っているのだから勝てるんじゃないかと思って、訴訟を起こしたという感じですかね。」

谷口さんは、永井さんの投稿に「私も今日投票に行って同じことを思いました。2011年に地裁レベルでの判決が出ているようです。違憲訴訟しませんか?」とコメン

⁶⁶ 日経電子版「最高裁の「違憲」判断11件目 尊属殺人や婚外子相続」, 2022年5月25日付, <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE258UU0V20C22A5000000/>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁶⁷ 外務省(2011)「在外選挙制度導入とその後の制度改正」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/seido.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁶⁸ 総務省(2023)「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(令和4年法律第86号について)」, <https://www.soumu.go.jp/senkyo/kokuminshinsa/hourei.html>, 最終アクセス日2023年2月22日

トをした。そこに共通の友人であった吉田京子弁護士も弁護団として加わり、訴訟に向けた議論が始まった。その後、同じように国民審査ができないことに違和感を感じていた想田さんたちも加わり、谷口さん、永井さんを含めて5人の原告団となった。弁護団にも海外滞在経験のある若手弁護士たちが加わった。そして、2018年4月12日、谷口さんたちは、東京地裁に次の国民審査において投票できる地位の確認(予備的に、地位を侵害する法律の違法確認)と、国民審査権行使をできなかったことの国家賠償を求める訴訟を提起した⁶⁹。

弁護士だけでなく、想田さんたち一般の海外に住む有権者たちも巻き込んだ理由について、谷口さんは、「専門的な人が、全然注目されていない制度の、在外国民審査なんて当時は全然注目されていなかったものについて訴訟を起こしても広がりがないから、できるだけバラエティ豊かな原告団にしたいと考えました」と説明する。また、後から振り返って考えてみれば、今回の違憲判決は多くの人を巻き込んだからこそ得られたものだったという。日本の訴訟では「訴えの利益」が必要とされ、その人が必要な範囲でしか裁判を起こせない。そのため、今回の訴訟の場合も、違法であるということを確認できるのはいまだに外国にいて現在進行形でその権利が脅かされている人だけだった。今回の訴訟では実際に最高裁に行くまでの4年の間に原告5人のうち4人が帰国したが、もし原告全員が帰国してしまっていたら、歴史上11件目の違憲判決は存在しなかったかもしれない。

2. 映画作家・想田和弘さんが語る在外日本人国民審査訴訟

想田和弘さんは、自ら「観察映画」と呼ぶドキュメンタリーの方法を提唱・実践する映画作家で、監督作品に『選挙』(2007年)や『精神』(2008年)などがある。1993年から2021年までアメリカに在住していて(現在は岡山県在住)、在外日本人国民審査訴訟の原告の一人だ。本節では、訴訟に参加した経緯や実際に原告として法廷に立って感じたことなどについて、想田さんにインタビューした。

--この訴訟に参加した経緯について、詳しく教えてくださいませんか？

僕自身は国民審査権が僕らには行使できないんだということには気がついていて、おかしいと思ってはいたんですけども、だからといって何かアクションを起こすということはなかったんです。

たまたま同時期に、自分が海外にいて投票できなかったことからおかしいという風に問題意識を持った若手の弁護士の方が5人くらいいて、国を訴えようということになったらしいんですよ。その一人が谷口太規さんという弁護士さんなんですけども、僕がミシガン大に客員教授として赴任していた時に谷口さんも学生さんとして留学されていて知り合ったんですね。谷口さんが、弁護士だけで訴訟するよりもそうじゃな

⁶⁹ 谷口太規(2019)「在外国民審査権違憲判決の来歴-東京地裁2019年5月28日判決」,『法律時報』, 91巻9号, 2019.8, p.5

い人も関わったほうがいいんじゃないかということで、僕を誘ってくださったんです。

こういうのって全くお金にならないことで、弁護士さんたちはすごく大変な作業だけれども、みなさんボランティアでやるっていう話で、その心意気に僕は感動して、ぜひ僕も加わりたいですということで加わらせてもらいました。それで2018年に訴訟を提起したという経緯です。

--国を相手取った訴訟を、海外に住んでいる人たちで起こすということは容易ではないと感じます。原告として、どのように訴訟に関わられていましたか？

メディアの皆さんの取材に応じたりだとか、記者会見に応じたりだとかということをしました。対マスメディアの広告塔的なことは、映画を作っているものですから普段から慣れているので。あと、顔と名前を出してアピールができるので、世論には訴えかけやすいというか。よく聞くのは、訴訟はしたいんだけど名前とか顔は出たくないという方が結構いらっしゃるということで、それは仕事の関係とか色んなご事情があるんだと思うんです。僕の場合はそれがなかったので、宣伝係になりますという感じで、訴訟に関わっていました。

--実際に原告として法廷でのやりとりを見ていて、何か思ったことはありますか？

国の主張は本当に無茶苦茶だなっていう風に思いました。投票用紙が間に合わないとか、いつの時代の話ですか、何か工夫してよって。あとは、選挙に比べて国民審査は重要度が低いとかなんとか言われたんですけど、そんなこと言っちゃっていいのって。

ただ、僕は国の役人の方々のことも、ちょっと気の毒だなという風にも思ったんですよ。たぶんね、個人的には、「そうか。在外選挙で国民審査できないのか。おかしいな」って思ったと思うんですよ。思わない人はあんまりいないと思うんですよね。だけど、立場があるから、それがどういう立場なんだか僕には理解できないんだけど、自分の考えとか正当性とか良心とかそういうものとは違う主張をせざるを得ないんでしょね。なんだか知らないけどそういう選択をするわけですよ。論理的にどうしても辻褄の合わないような主張を、難しい法律用語を並び立てて、こねくり回さなくちゃいけなくなる、そういうことに時間を浪費するっていうことは、気の毒だなと思います。まあ、彼らがやらなきゃいいだけなんですけど、彼らには選択肢があるわけだから。だから、僕はあんまり同情はしませんけども、かわいそうだなって思いました。

やっぱり人間って、それをやることによって何かが良くなる、何かに貢献できるっていう風に思いたい生きものなんだと思うんですよ。だから、何か自分のやっていることに意味がある、誰かの助けになる、社会を良くすることになるっていうことは、そういうことをやること自体が元気の出ることなんです。僕ら原告側の中には、な

んの矛盾もないわけですよ。これはおかしいと思うから国を訴えよう、そして制度を変えてもらおう、ここには何の矛盾もないわけですよ。行動と気持ちが一致しているわけですよ。それはねやっぱり人間生きる上でものすごく大事なことで、やりたくないのにやるっていうのが一番良くないですよ、心身を蝕むんですよ。それはたぶん、これから特に社会に出ると痛感することだと思うんですけど、やっぱり人間やりたいことやるのが一番で、自分が信じていることをやるのが大切なんですよ。そういう意味では、国の役人の人たちとか、その弁護士の人たちは、砂を噛むような思いをされたんじゃないかなという風に、思います。

――最高裁での判決を受けて、どのように感じられましたか？

本当に良かったなと思って、すごく嬉しかったですよ。判決文を読んでいる最中から、弁護士の皆さんがガッツポーズされているから、僕は聞いていてもあんまり意味がわからなかったんだけどガッツポーズしているってことは勝ったんだなと思って。退廷した後に全面的に勝訴ですってみんなすごくはしゃいでいたんで、嬉しかったです。

ただ、その後、法改正の案が出て国会に提出されるみたいなニュースを見たんですけども、その案を見てちょっとずっこけたというか、この案もう散々色んな人が言っていた案じゃんって思いました。その案っていうのは、名前を印刷して送るのが間に合わないって言われていたから、公示のときに、今までは裁判官の名前だけが発表されていたのを、裁判官に番号を振って、在外投票の場合はその場合にバツをつけていくという方式にするっていうものです。これは色んな人が既に提案してきたにも関わらず、国は印刷する方法がないと抗弁していて、最高裁から言われたらできるのかって思いました。すごくそういう点は疑問に思いますね。何か問題があった時に、こうしたら改善できますよっていう提案を受けたら、素直に「あっ、そうですね」ってやればいいと思うんですよ。でも、なんか世の中ってそうになっていなくて、余計な意味なんだか汚券なんだか知らないですけど、最高裁から判決が出ないと動いてくれないんですよ。なんかもったいないですよ。

問題があって、その解決策が示されて、その解決策が本当に問題を解決できるのであれば、素直に変えられるような、そういう社会になってくれれば、もっと色んなことがスムーズに運ぶし、住みやすくなるんだろうなと思うんですよ。これはたぶん、一事が万事そうなんだと思うんですよ。今回は在外投票のことで僕は痛感しましたが、色んな問題で同じことが起きているはず。そういうことが本当に国の力を低下させていくっていうのかな、エネルギーを色んなことに無駄に使っちゃっているわけですからね。だから、本当にそういうところを改善してほしいと思います。

――在外日本人の国民審査権に限らず、これからの国民審査制度について何かお考えはありますか？

今のままだとすごい形骸化してしまっているというか、1回審査されると10年は審査されないし、普通は定年間近に皆さん最高裁の裁判官になるので、結局2回審査されるということは普通ないんですよ。しかも、衆議院の選挙がないと審査されない。だからもっと定期的に全員が審査されるような仕組みにしたほうがいいんじゃないかなって、僕は思うんですよ。選挙ってやっぱりお金がかかりますから国民審査だけをやるとなるとコストが心配になるけど、例えば国政選挙がある場合には衆議院の時だけじゃなくて参議院のときにもやるとか、その時には毎回全員が審査されるとか、それだけでもずいぶん違うと思います。

あとは、情報の出し方ですね。今のままだと、どの裁判官がどういう判決を書いたのかということは主権者に対してなかなか伝わりにくいです。どの人がどういう判決を書いたのかっていう、それまでの経歴が分からないことには選びようがないですよ。だから、選挙で候補者が吟味される時にその人の経歴が重視されるのと同じ理屈で、やっぱりどういう判決を書いたのか、最高裁だけでなくそれまでの裁判官人生でどういう判決を書いたのかっていうのは、ちゃんと報じられる必要があるし、提供されるべきだと思うんです。最近ようやくNHKがWebページ⁷⁰を作ったどの裁判官がどういう判決を書いたのかっていうのを国民審査の前に出すようになったりして、それはすごく良い傾向だと思います。だから、そういう頻度の問題と情報の問題を改善して、実質的に本当に裁判官を私たちが審査できる、罷免権を行使しようと思えばできるんだという緊張感を出すべきだなと思います。

3. 法律の視点から見た在外日本人国民審査訴訟

訴状など裁判の資料の多くは一般にも開示されているが、法律など専門的な内容も多いため、訴訟の経過と内容についてこれらの資料から全て理解することは難しい。そこで、本節では在外日本人国民審査訴訟の原告であり、弁護士でもある谷口さんに、原告・被告それぞれの主張、そして最高裁の判決が持つ意義について、専門家の視点から解説してもらった。

谷口さんは「在外国民審査権違憲判決の来歴-東京地裁2019年5月28日判決」で、国の主張について以下のようにまとめている⁷¹。

地位確認請求については、国民審査法には在外国民による審査を予定した規定が存在していない以上、在外国民の国民審査を行使する地位は新たな立法がなければ存在しておらず、当事者間の具体的な権利義務関係ないし法律関係の存否に関する争いとも言えないとして、本件訴訟の法律上の訴訟性を否定する主張であった。また、国賠請求については、国民審査は、選挙と異なり審査対象

⁷⁰ NHK(2021)「最高裁判所裁判官国民審査2021 “憲法の番人”ふさわしいのは」, <https://www3.nhk.or.jp/news/special/kokuminshinsa/2021/>, 最終アクセス日2023年2月23日

⁷¹ 谷口太規(2019)「在外国民審査権違憲判決の来歴-東京地裁2019年5月28日判決」, 『法律時報』, 91巻9号, 2019.8, p.5

となる裁判官の名前を投票用紙に印刷しておく必要があるため、公示から投票実施までの期間に全ての在外公館に対して投票用紙を送付して審査を実施することができないという、「技術的不能」が中心であった。

被告である国の主張は、噛み砕いて言えば技術的に出来ないという一点のみだったという。

「技術的に出来ないことがどの程度許されるかという、選挙の場合は最高裁の判例があって、選挙権ってすごく重要だから物理的に不可能っていうくらいの問題じゃなかったらダメよっていう風にルール、基準を立てているんです。そのままいくと国は負けちゃうじゃないですか。物理的に、例えばメールで送って印刷すればいいわけだから。裁判官の名前を全部印刷してからじゃないと送れないから、間に合いませんというのが向こうの主な主張です。そして、間に合わなくても許されるのは、選挙と国民審査権は違いがあるからだとしていました。」と谷口さんは説明する。

対して原告側は、こうした技術的に出来ないという国側の主張が事実と反するということを主張した。

「投票用紙に裁判官の名前が印刷されていることが憲法上要求されているわけではないので、投票所の壁に裁判官の名前を貼って番号だけ書かせる分離記号式投票っていう方式がまずありますよね。他にも自書式など具体的な方法をいくつか提案しました。国が主張したことには色々と矛盾があって、例えば記号投票式については誤記が多くなると主張されましたが、今も許されている点字投票とかからすればあまり誤記が多いことはないんです。」

最高裁の違憲判決が出た後につくられた改正法案では、原告側が繰り返し主張してきた分離記号式を用いる形で在外国民審査制度が創設された⁷²。原告側が物理的に可能な投票方法を提示しても国側が反論を続けたことの背景には、本質的な問題があると谷口さんは言う。

「日本ってやっぱり行政と立法が非常に強いので、柔軟性がないというか、いったんこうと決まったらそのまま突き進むんですよ。立法を変えることのハードルがすごく高いので、いったん決まったものは馬鹿げていてもそのままにしようとして、司法も追認してきたみたいなのがあります。けれど、司法がもうちょっと強くなるということは、そこにフレキシビリティを作るといえるのか。誰でも当初は想定していないことってありますよね。立法がどれだけ優れていても、これから時代が変わって変化が必要になってきた時に、修正できるプロセスが普通にあれば、もうちょっと柔軟に出来るんだらうなって思います。今回の訴訟だって、4年半もかけるような話じゃないですよ。提訴された段階でさっさと直せばいいのに、いったん戦いが始まったら焦土になるまで戦わないと方向転換が出来ないみたいな国を象徴しているなと思います」

⁷² 総務省(2023)「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(令和4年法律第86号について)」, <https://www.soumu.go.jp/senkyo/kokuminshinsa/hourei.html>, 最終アクセス日 2023年2月22日

ました。」

谷口さんによれば、今回の最高裁の判決には2つの点で意義があった。

一つ目は、歴史上11件目の最高裁違憲判決であったという点だ。

「司法がこの法律は間違っています、憲法に反していますと判断することが増えるということ自体が非常に大きいです。やっぱり違憲判決が確定したら法律は絶対に変わるから、2005年から十数年間にわたって放置されていた部分が回復されることになるという意味では非常に大きいし、立法では実現できなかったことが司法で実現できたということが一つ大きな意義ですよ。」

もう一つは、今回「違法確認」という類型が初めて認められたという点だ。

「すごく技術的な話なんですけど、違法確認という類型が、今回初めて認められたんですよ。今までは、憲法に反していたとしても「気づかなかったのはしょうがないよね」みたいな形で過ごされてきた部分があるんです。国の裁量ということがあるから、裁判所もビビって国の裁量を侵害しちゃいけないと。それって自分たちは民主的な基盤、選挙で選ばれているわけじゃないから、自分たちは法律は作れないということがそのベースにあるわけです。けど、今回編み出した違法確認は、どういう制度がいいかはあなたたちの裁量で決めるべきことだけど、とにかく今は間違っているということだけを言うものなんですよ。そうすると、裁判所がより違法だと言いやすくなるんです。裁量を越えない自分たちの範囲内で、間違っているからとにかく変えてください、どう変えるかは民主的な基盤がある国会議員の先生たちで考えてくださいね、という違法確認の類型を編み出したのが、実は最大の意義なんです。」

第4章 なぜ在外ネット投票が求められているのか

近年増えてきているのが、在外選挙のインターネット投票を求める声だ。特に、新型コロナウイルスが流行した2020年以降、在外公館投票と郵便投票のどちらもがこれまで以上に困難になり、2021年10月の衆院選の際にはSNS上で多くの不満の声が上がった。

2021年11月にオンライン署名サイトchange.org上で始まったのが、「在外ネット投票の早期先行導入を求めます！」という署名活動だ⁷³。2022年1月には、開始から2か月余りで集まった2万6000人以上の署名が林芳正外務大臣に提出された。

本章では、在外ネット投票署名活動の共同発起人である田上明日香さん、この署名活動を活動当初から取材している毎日新聞の古川幸奈さん、そしてこの署名活動の監修をしている竹永浩之さんにインタビューを行った。

1. 在外ネット投票署名活動の歩み

田上さんは、2021年10月の衆院選の際、初めて郵便での在外投票を試みた。2013年にイタリアに住み始めてから欠かさず在外投票をしてきたが、2021年衆院選までは毎回片道2、3時間かけて在外公館で投票していた。しかし、在イタリア日本大使館から、コロナ禍で在外公館投票が実施されない可能性があり、有権者が感染者や濃厚接触者になる可能性もあるため、郵便投票を推奨するというメールがきた。こうしたリスクと、郵便が間に合わないリスクとを天秤にかけた結果、郵便投票を利用しようと考えたのだ。初めての郵便投票に備えて9月半ばから準備をしていたものの、途中でどう考えても間に合わないということが分かったと田上さんは言う。郵便投票が間に合わないと感じた時にSNS上で不満の声を挙げたことが、署名活動を始めるきっかけとなった。

「郵便投票が間に合わないってことが分かった時に、間に合わないからどうにかしてくださいみたいな感じでツイートしまくっていたら、メディアや政治家の方たちから注目を浴びて、署名活動を始めるに至った感じです。他の二人の共同発起人が、私のツイートを見て個人的にDMをくれたんですよ。二人からそれぞれ、署名活動をしませんかって言われて、二人から言われたならもうやるしかないと思いました。二人と

⁷³ change.org, 在外ネット投票署名活動（2021）「在外ネット投票の早期専攻導入を求めます！」, <https://www.change.org/p/総務大臣-在外ネット投票の早期先行導入を求めます>, 最終アクセス日2023年1月9日

もTwitterつながりで全く会ったこともなくて、Zoomでしか話したこともないです。ドイツ在住のショイマン由美子とは、私がガンガンツイートしていたのを見てフォローしてコメントをくれたのがきっかけでつながりました。お互いフォローしあうようになって、署名とかがってけっこう社会を変えられるみたいだからやりませんかって最初彼女から言われて、ぜんぜんやったことないから全く分からないけど、これは問題だし私たち完全に当事者だから、もうやるしかないみたいな感じで始めたんです。ちょうど1年前くらいですね、(2021年の)11月4日に署名を立ち上げたので。1年あっという間でした。」

この時、一番初めに田上さんに取材を依頼したのが、毎日新聞の古川幸奈さんだった。

「きっかけは、田上さんとか在外有権者の方がTwitterで色々発信されているのを見たことですね。私も留学経験があるのですが、選挙自体がなかったのか関心がなかったのか、在外投票をしたことはありませんでした。選挙の取材は入社してから何回もやったことあるんですけど、やっぱり在外選挙って投票数も少ないし、全く関心なかったんですよ。田上さんに取材したのも、たまたまツイートが目に入って、関心をもつようになったからなんです。元々は選挙の取材でコロナ患者の郵便投票についての取材が割り当てられていて、実際コロナに罹って自宅から郵便投票する人の声が取れないかなと思ってツイートを見ていたら、在外投票に関するツイートばかりが上がってきて、それがきっかけです。もし普通に検索していたらぜんぜん気づかなかったなと思います。」

古川さんのことを、竹永さんは「マスコミ側・メディア側であれば、これまで30年の歴史のなかで古川さん以上に在外選挙制度にコミットした人はいないですよ」と評した。今回の署名運動においてメディアが果たすべき役割について、古川さんに尋ねた。

「マスコミの間でも在外投票って軽んじられがちだったと思うんですよ。私がこの話を書こうと思った時に制度のことを勉強したんですけど、上司に説明しても全然理解してもらえなくて。やっぱり、みんなやったことがないから知らないんですよ。なので、マスコミも無知だったことは反省点としてあります。今までこうやって取り上げられなかったのは、マスコミの私たちが知らない、少数だからといってケアしていない問題だったからです。投票数が全てではないし、選挙権は基本的な権利であるので、そういうのを軽んじないように常にアンテナを張っておくことが必要かなと思います。選挙権を奪うということの重さをしっかり認識して、小さなことでも何かあったら記事にしていくということが必要なのだと思います。小さい記事でも出すことによって省庁へのプレッシャーになったり、政治家が見てくれたり、ということがあるので、そういう記事は積極的に出していこうという話は上司ともよくしています。」

田上さんたちの署名活動にとって、一つの節目となったのが林芳正外務大臣への署名提出だった。2022年1月31日、それまでに集まった約2万6000人分の署名が林外務

大臣に提出された⁷⁴。田上さんはその反響について、「けっこう後押しになったと思います。国会の質疑応答とかでも2万6000人近くの署名が提出されたっていうことが話に盛り込まれるようになりました。」と語る。

外務大臣への署名達成を終えて、これからのオンライン署名活動の目標について田上さんに尋ねた。

「署名の中で2025年の参院選までに在外ネット投票の導入を求めているので、そこまでは見届けたいなというのはあります。あとは、元々署名の宛先が外務大臣と総務大臣とデジタル大臣なので、総務大臣、デジタル大臣への提出をしたいです。総務大臣への署名提出の調整を3月からずっとしていて、もう8か月経ったんですけど⁷⁵。最近も、change.orgさんを介して総務省とやりとりしています。ただ、総務大臣が最近変わってしまったから、また時間かかるのかなみたいな、ちょっと落ち着かないじゃないですか。だから、今ずっと待ちの状態なんですけど、たぶん来年に総務大臣に対して署名を提出して、そこでメディアの方たちに取り上げてもらえたら、また議論が進むのかなと思います。そのあとは、デジタル大臣ですね。河野大臣は元々在外ネット投票に賛成しているひとだから、そこでまた話は盛り上がるのかなと予想しています。なので、導入されるまではきちんと見届けるとというのが目標です。」

2. なぜ在外ネット投票なのか

現行の在外選挙制度を改善する方法は、今ある郵便投票の改善など、ネット投票導入以外にもいくつか考えられるだろう。その中でなぜネット投票を求めるのか、田上さんに尋ねた。

「最初に署名を立ち上げようと思ったときは、郵便投票の改善の話もあったんですね。ネット投票はまだ早いんじゃないかなっていう感覚があって、当初は郵便投票の問題を解決しつつ、時期を待ってネット投票も導入したほうがいいんじゃないかという考えでした。ただ、署名を立ち上げる前に竹永さんと勉強会をして、ネット投票でいくのが一番シンプルで現実的なんじゃないかっていう彼の考えをそこで聞いて。なぜかというと、郵便事情ってけっこう国によって違って、途上国とか郵便投票がほぼ現実的じゃないところに住んでいる人はちょっとだけ制度が改善したとしても投票はあきらめると言うんですよ。私とか他の共同発起人は先進国に住んでいるじゃないですか。だけど、やっぱり途上国のことを考えると郵便投票はちょっと現実的じゃないし、改善したところで紛失とかが絶対あるじゃないですか。実際に、前の衆院選でもフランスから郵便投票で投票請求をしたところで紛失になって在外選挙人カードもなくなって在外公館投票に切り替えることすらできなくなった人がいたんですよ。そう

⁷⁴ 「在外投票制度：在外ネット投票求める署名提出」, 毎日新聞, 2022年2月1日付, 朝刊, 22面, 毎索, <https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230108164425323gsh-ap01>, 最終アクセス日2023年1月8日

⁷⁵ 取材日は、2022年11月22日

いう懸念を考えると、シンプルにまずネット投票にして、そこからまたなにか問題が出てきたら改善したほうがいい。これがネット投票を求めることにした経緯です。」

在外ネット投票導入については賛否両論あり、不正が起きる可能性などの懸念も指摘されている。今までにないタイプの不正が起きるのではとの懸念に対して、田上さんはこう説明する。

「強制投票や改竄、サイバー攻撃はいつも議論に挙がってくる懸念なのですが、まずシステムの部分は私たちにはどうすることもできないので、政府に頑張ってもらうしかないですね。自民党の議員さんと話したときも、イタチごっこじゃないけど常にシステムをアップデートしつつ対応もしていくしかないという話をされていました。懸念のことばかり言っちゃうと導入に足踏みしてしまって、だから何年もずっと導入できないままなんですよ。実証実験も国内で数年前に済んでいて、あとはやるかやらないかみたいなのところまで来ているのに、ずっと足踏み状態だったのはもったいないなと思います。いま投票率は在外有権者の2%くらい、100万人いるうちの2万人くらいしか投票できていない状態です。その問題点とサイバー攻撃などの懸念のどちらに重きを置くかっていうのを考えると、投票率を上げて、平等に誰もが選挙権を持っていて、誰もが簡単に投票できる仕組みにする方が私は重要なんじゃないかなと考えています。」

最後に、在外ネット投票の実現によってどのような社会になってほしいかを、田上さんに尋ねた。

「署名サイトの最初にも書いたんですけど、やっぱり私たちが求めるのは、国を問わず国内外問わず選挙権が平等に保障されるという状態なんです。いま投票している在外邦人が2%しかいないので、この不平等な状態を改善するにはネット投票しかないというのが私たちの考えです。だから、ネット投票が導入されて、今まで投票したくてもできなかった人が投票できるようになって、田舎に住んでいるとか健康上の理由とか小さなお子さんがいるとか仕事とか色んな事情があっても投票できるのが当たり前な状態にしてほしいですね。今だと、時間があって飛行機とかのお金をかけられて健康でとか、すごく限られた人にしか間口が開いていない状態じゃないですか。どんな立場の人でも憲法で定められた選挙権を有しているわけだから、投票できるのが当たり前になってほしいです。」

3. 在外ネット投票の実現に向けて

田上さんたちの署名活動が始まるよりも前から、在外ネット投票に関する動きをインターネット上で追ってきたという竹永さんに、在外ネット投票に関するこれまでの主な動向を教えてもらった。

竹永さんによれば、政府が始めて在外ネット投票について言及したのは2015年だった。マイナンバーの使い方の一例として、在外ネット投票のアイデアが出てきたという。その後、2018年には河野太郎外務大臣が翌年の参院選に向け在外ネット投票の導入を

検討を進める考えを示した⁷⁶。その前年に野田聖子総務大臣が立ち上げたインターネット投票の課題を検討する有識者研究会も、2018年8月には「在外選挙インターネット投票の実現に向けた技術・運用面の大きなハードルはクリアできる」とする報告書を公表した⁷⁷。この際、野田大臣は「早期に導入することが望ましい」との発言もしている⁷⁸。竹永さんはこの有識者研究会の提言によって在外ネット投票のアイデアが政府の中で正式なものになったのだという。実際、2018年からは毎年総務省の予算がつき、2020年には実証実験も行われた⁷⁹。しかし、徐々に在外ネット投票の導入を目指す動きはトーンダウンしていった。その理由として、竹永さんは、在外ネット投票導入に積極的な議員の少なさを指摘する。

「2018年に有識者会議が出来てから総務省はなんとなく検討してきたんだけど、積極的だった河野さんや野田さんがそれぞれ外務大臣、総務大臣をやめて、誰も言う人がいなくなったんです。河野さんは今でもネット投票をやった方がいいって言っていますけど、そういう議員は少ないんですよね。」

転機となったのが、2021年の衆院選だ。コロナ禍の影響もあり、社会におけるインターネット投票の認知も拡大した。例えば、日本テレビのニュース番組「news zero」は、候補者へのアンケートに初めて「選挙でのインターネット投票」の項目を加えた⁸⁰。竹永さんは、この時期についてこう振り返る。

「コロナを経て昨年からネット投票が現実論となってきました⁸¹。昨年の衆院選の時に、ネット投票の認知が広がっただけでなく、田上さんたちの署名運動が起こって、大きな問題提起も出来たと思います。」

最後に、在外ネット投票の導入を目指していく上で今ある障壁を竹永さんに尋ねた。

⁷⁶ NHK政治マガジン(2018)「「ネット在外投票 来年の参院選に向け努力」河野外相」
<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/5104.html>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁷⁷ 投票環境の向上方策等に関する研究会(2018)「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」, p.2, https://www.soumu.go.jp/main_content/000568569.pdf, 最終アクセス日2023年1月9日

⁷⁸ 総務省(2018)「野田総務大臣閣議後記者会見の概要(平成30年8月10日)」, https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000719.html, 最終アクセス日2023年1月9日

⁷⁹ 日経電子版「ネット投票で実証実験 総務省、在外選挙向け」, 2020年2月5日付, <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO55281010V00C20A2PP8000/>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁸⁰ 日本テレビ(2021)「zero選挙2021衆院選候補者アンケート」, <https://www.ntv.co.jp/election2021/research/>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁸¹ 取材日は、2022年11月27日。

「自民党かな。公明党はやるって言っているんですよ。維新も立憲も国民もやるって言っているんです。共産やれいわは分からないですけど。自民党でも、一部の議員はやるって言っています。ただ、法案を作るには弱い賛成よりも強力な賛成がどうしても必要なんですよ。立憲が既に衆議院に出しているインターネット投票推進法案⁸²で一発逆転を狙っていましたが、継続審議になって結局審議されませんでした。この法案は、在外ネット投票を先行導入して、将来的には国内でのネット投票につなげるというものです。いま辞任と交代で総務大臣がバタバタしているんですが、在外投票は総務省の管轄なので、総理大臣または総務大臣が相当在外ネット投票に前向きになる、または完全に機が熟してやらざるを得ない状況になる、のどちらかにならないと在外ネット投票は実現しないと思います。」

第5章 これからの在外選挙制度には何が求められているか

第2章から第4章では、在外投票運動、在外日本人国民審査訴訟、在外ネット投票運動について、それぞれの活動の当事者たちに取材した。本章では、これからの在外選挙制度に何を求めるかを尋ねることを通じて、在外選挙制度の今後について再考する。

1. 現行の在外選挙制度に足りないものは何か

まず、現行の在外選挙制度について質問すると決まって改善点として挙げられたのが、在外投票のしにくさであった。在外選挙人名簿への登録やどれを選んでも手間のかかる投票方法など、日本での投票にはない不便な部分が在外投票には多い。

在外選挙人名簿への登録について、田上さんはその手間から断念したことがあると言う。当時タイに住んで7年目だった田上さんは、選挙の直前に在外選挙人登録があることを始めて知った。

⁸² 衆議院(2022)「インターネット投票の導入の推進に関する法律案」, https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20405041.htm, 最終アクセス日2023年1月9日

「登録するのにわざわざ大使館に出向いてそこから2、3か月かかるということがそこで分かって。もう間に合わないというのと、その時働いていた会社は休みも少なかったのでもわざわざ休みを取ったら大使館に行くより他のことに時間を使いたいというので、その時は登録しませんでした。」

実際、在外選挙人名簿に登録されている人の数は2022年参院選時点で99356人であり⁸³、2022年の海外在留邦人数が1308515人であること⁸⁴と在留邦人のうち20歳未満の割合が平成30年のデータで約22%だったこと⁸⁵(18歳未満人口のデータはないがこれを下回る)から、在外選挙人名簿に登録されている人の割合は海外に住む有権者全体の10%に満たないことがわかる⁸⁶。在外投票を行うためには必ず在外選挙人証を取得しなければならないため、海外に住む有権者のうち9割を超える人が在外投票を行えない状態にあるのだ。

また、今回5名の在外有権者(あるいは元在外有権者)にインタビューを行って驚いたのが、全員が基本的には在外公館で投票していたことだ。例えば、想田さんは在外公館に行けない事情があった時に郵便投票を利用したことがあったが、郵便投票の不便さを痛感したという。

「ものすごく投票しにくい制度になっていると思います。僕が郵便投票しなくちゃいけなかったのは、選挙期間がすごく短くて、しかもニューヨークを離れる予定があって、在外公館での投票ができなかったときです。それでしかたなく、本籍地の栃木県足利市の選挙管理委員会に在外選挙人証を一番高くして速い郵便で送って、足利市の選挙管理委員会から投票用紙が送られてきて、投票用紙に記入して、またそれを送り返すということをやったんですよね。毎回やるとしたらもうたまらないなと思いました。しかも、必着で消印有効とかじゃないんです。そのくらい融通利かせてもらえないと困りますよね。だから、たぶん在外公館が近くにいる人はあんなことを毎回やらないので投票しないということになっちゃうんだと思います。」

郵便投票は不便だけでなく、届かないというリスクもある。古川さんが2021年衆院選について書いた記事では、郵便投票を選んだ在外有権者のうち1割が投票用紙を

⁸³ 外務省(2022)「第26回参議院議員通常選挙に伴う在外投票(速報：投票者数)」, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009421.html, 最終アクセス日2023年1月9日

⁸⁴ 外務省(2022)「海外在留邦人数調査統計 令和4年10月1日現在」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100436737.pdf>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁸⁵ 外務省領事局政策課(2017)「海外在留邦人数調査統計 平成30年要約版」, p.14, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000368753.pdf>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁸⁶ 海外在留邦人のうち20歳未満人口が約22%であることから、海外に住む有権者(18歳以上)の数は $1308515 \times (1 - 0.22) \approx 1020642$ 人を超えることが分かる。仮に有権者数が1020642人と少なく見積もっても、在外選挙人名簿への登録率は $(99356 \div 1020642) \times 100 \approx 9.7\%$ である。

送ったにも関わらず「棄権」扱いになっていたことが明らかになった⁸⁷。これは投票用紙の選管への到着が締め切りを過ぎたことによるものだ。古川さんは、選管への取材を通じて、郵便投票が間に合わないことにはいくつかの複合的な要因があると感じたと語る。

「認知度が低い、手続きの仕方がややこしいとか、色々複合的な要因があると思います。選管側がそもそも総務省の通知を読んでいなくて勘違いしているという例もありました。たぶん選管の人たちも私たちと一緒に、少ないからといって、在外投票のことを甘く見ているというか軽んじているような気がするんですよ。結局、在外郵便投票には自分が投票できた否かを確認するすべがないので、有権者の方もあまり選管に文句言うことが出来ないでいるんじゃないかなと思います。」

領事館・大使館のある大都市に住む人々にとっては在外公館投票という方法が最も容易で便利だ。しかし、それ以外の地域に住む人々にとっては在外公館投票も手間のかかる方法だ。例えば、アメリカ・ウィスコンシン州に留学していた筆者が在外公館投票をするとしたら、バスで片道4時間半かけて隣州にあるシカゴの領事館に行かなくてはならなかった。人によっては、最寄りの在外公館に行くために飛行機や船に乗る必要があったり、日帰りで行くことが難しいために交通費に加えて宿泊費も負担しなければならなかったりするのが現状だ。在外公館投票をするために国境を越えなくてはならない人もいる。在外公館の設置数は全世界で230以上あるが、未設置国も42カ国あるためだ⁸⁸。

さらに、2022年3月まで在外選挙人名簿登録を申請する際には在外公館で本人確認を行う必要があった。在外公館に行くことが難しい地域に住む人々は、そもそも在外選挙人登録をすることもできなかったのだ。2022年4月から、ようやく在外公館に赴かなくても、ビデオ通話を通じた本人確認を行えば在外選挙人名簿登録が行えるようになった⁸⁹。しかしこの制度を利用できるのは遠隔地に住む人だけだ。例えばニューヨーク地域であれば、車で三時間離れたところに住んでいても、近すぎるために利用できない。2018年6月から出国前に国外への転出届を提出する場合に市区町村の窓口

⁸⁷ 「21年衆院選：前回衆院選 郵送在外投票、1割「棄権」 コロナ影響、期日に届かず」、毎日新聞, 2022年7月5日付, 朝刊, 23面, 毎索, <https://dbs-g-search-or.jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230109193508765gsh-ap02>, 最終アクセス日2023年1月9日

⁸⁸ 外務省(2022)「日本国の在外公館(大使館・総領事館)未設置の国・地域に渡航する際の注意」, https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/not_zaigaikoukan.html, 最終アクセス日2023年1月9日

⁸⁹ 外務省(2022)「在外選挙人名簿登録申請(在外公館に赴くことができない方に対する特例措置について)」, https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003782.html, 最終アクセス日2023年1月9日

で申請する出国時申請も開始された⁹⁰が、出国時の登録も知らない人も多い。「これは出国時に自治体側がちゃんと言わないからなんです。自治体って1800くらいあって担当者も随時変わるので、全部を調べることはできない、モグラ叩き状態ですよ。」と竹永さんは説明する。

在外選挙人名簿への登録については、転出届を出す時に自動的にできるようにすればいいのではないかという意見も多かった。谷口さんは、選挙人登録の制度が持つ問題点をこのように指摘する。

「日本は別に国内では選挙人の登録とかないわけだから、在外選挙人名簿への登録も自動化すればいいと思います。選挙人の登録を求めることによって、実質投票できる人が限られてくるんですよ。例えばアメリカでは選挙人の登録を要求していますが、それをネットではなく対面で行う形にすると、交通手段がなかったり身分証明証がなかったりする人は行けないんですよ。それって女性や納税額の少ない人を制限した昔の選挙制度と同じで、結局結果を見据えて誰に投票してもらいたいかっていうことを選別しているわけですよ。結局ハードルを高くすればするほど、多種多様な人が意思を反映させるということからは遠くなっていきますよね。ただ、転出したってどこに行くかは分からないし、その後移動するかもしれないし、住民票とかっていう制度が特にないから、二重投票の問題など多分に技術的なところは大きい気がします。日本だと成人に達すれば自動的に選挙人登録されるんだから、在外選挙人名簿も国外転出すれば自動的に登録されればいいと思います。」

在外公館投票と郵便投票いずれの方法で投票に行くことにも、在外選挙人登録を行うことにも、人によっては大きな障壁があるのが現状だ。郵便投票のしやすさを改善するだけでも投票できるようになる人は多いのではないかと想田さんは考える。

「例えば、日本の選挙管理委員会に在外選挙人証を送るんじゃなくて在外公館に送るようにして国内で完結するようにするだけでも、投票できる人がずいぶん増えると思うんですよ。あとは、アメリカなどでは投票日の後に届いても何日間か猶予を設けています。だから、郵便投票の開票が済むのは開票日よりずいぶん後なんです。そういうことが必要ですよ。投票日で切れちゃうと、郵便に時間がかかる分、投票できる期間があまりにも限られてしまって、もしかしたら不可能になるので、それを消印有効にするとか、投票日から10日は受けるとか、工夫の余地は色々あると思うんですよ。こういうちょっとした工夫でずいぶん投票しやすくなるし、利便性が高まると思います。」

一方、竹永さんは、郵便投票の改善には限界があると考え、ネット投票の実現を望んでいる。

「在外公館がない42か国では、在外公館投票を行えません。在外公館のない国はだ

⁹⁰ 総務省(2018)「在外選挙制度における「出国時申請」の開始」, https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei14_02000054.html, 最終アクセス日2023年1月9日

いたい発展途上国なので、郵便状況も悪く郵便投票もできないですね。でも、今そういう国でもネットは通じているんですよ。海外からネットで投票できるようにして、飛行機代やホテル代を払わなくても投票できるようになってやっと、海外に住む有権者たちが自分の意思を投票によって示すことができる状態と言えるんじゃないでしょうか。」

2. これからの在外選挙制度には何が求められているか

インタビューの最後に、これから在外選挙制度にはどのような制度になってほしいかを尋ねた。その答えは様々だったが、「海外に住む人も含め、みんなの声が政治に反映されるようになってほしい」(若尾さん)、「有権者みな選挙権が平等に尊重されてほしい」(田上さん)、「投票したくてもできない人がいるという問題が解決されてほしい」(竹永さん)など、本来当たり前であるべきことを切に望む声が多かった。

国内の選挙では当たり前に行われていることが在外選挙では未だに実現できていない現状を踏まえ、想田さんはこれからの在外選挙に望むことについてこのように語った。

「なんで最近まで在外投票が認められなかったのか。僕が93年にアメリカに行った時は一切投票ができなかったですからね。それは、たぶん技術的な問題もあったんでしょうけど、外にいる人間は日本人じゃないみたいな、外にいる人間は日本の政治に文句言うな、物申すなみたいな意識も、背景にあるんだろうなと言うのを時々感じるんです。でも、当たり前なんですけど日本という国は他の国との交流なしに存続できないですね。まあ日本だけでなく、あらゆる国がそうなんですけども。まあこのコロナですごく実感したんじゃないですか。あらゆるものがね、給湯器一つだって、日本国内だけじゃ作れないわけですよ。様々な国からの色んなものの供給があって初めて、我々の生活っていうものは成り立っているわけですね。それを、どうやって担保していくかっていったら、やっぱり外にいる人間がいらないといけない。当たり前なんですけどね。例えばアメリカにいるアメリカ人と日本にいる日本人が直接つながるということもできるわけなんですけども、でもやっぱりその間にアメリカに住んでいる日本人がいて、その人たちのクッションがあって初めて、スムーズに日本との交易もできるようになっていますよね。だから、外にいる人間も中にいる人たちの生活にすごく関わっているわけですね。外国に住んでいても祖国との関係を断つ人ってほとんどいないですから、普通はやっぱり何らかの関係を保ちながら外で暮らすので。だから、そういうことを軽視してほしくないですね。ちゃんと、外で暮らす人間のことも主権者として尊重してほしいです。」

第6章 取材を終えて

在外選挙制度をテーマに選んだきっかけは、留学中の2021年衆院選で投票できなかったという少しのモヤモヤだった。その後在外選挙制度について調べていく中で、これまで制度の歴史を動かしてきたのが当事者である海外に住む有権者たちであることに強く興味をひかれ、彼らから直接話を聞いてルポルタージュを書きたいと考えた。

在外選挙制度の創設や改善をしてきた方々への取材を通じて、在外投票運動や在外日本人国民審査訴訟当時のことや、在外選挙制度を利用してきて感じたことなどを、当事者の視点から知ることができた。これらは全て文献を調べるだけでは分からなかったことだと感じる。

取材を通して最も心に残っているのは「在外選挙制度に興味を持ってくれてありがとう」と何度も言われたことだ。それだけ在外選挙制度について関心を持つ人の数が少ないということだろう。実際、私自身も留学をしていなければ、在外選挙制度や在外選挙制度が抱える課題について関心を持つことはなかったはずだ。「在外投票」という言葉はなんとなく聞いたことがあったけれど、実際に海外から投票しようと思うまではそれがどんなものか知らなかった。在外選挙制度が私の生まれる少し前によく出来たことも、国民審査はできないことも、投票率がとても低いことも、毎回何時間もかけて投票に行かざるを得ない人々のことも、何も知らなかった。

在外選挙制度は海外に住んでいない人にとっては他人事であり、一生のうちで一度も利用しないという人も少なくない。しかし、当事者たちにとっては日本国内では誰もが当たり前のように持って行使できる権利を得られるかどうかがかかった重要な問題である。だからこそ、これまで制度をつくるにも改善するにも、海外に住む有権者たちが声を上げなければならなかった。在外選挙制度の歴史上、制度が大きく動いたのは、選挙区選挙の導入と国民審査の導入の2回だけ。いずれも最高裁の違憲判決という司法の後押しを受けて、ようやく実現した。

在外選挙制度は、国民審査の導入やネット投票の議論などで、今大きく動き出している。在外選挙制度のこれまでに学ぶと、当事者が声を上げざるをえなかった歴史が見えてきた。そして、これからの在外選挙制度に求めることを当事者たちに尋ねると、日本国内の選挙では当たり前のことが在外選挙では未だ当たり前に来ていない現状が明らかになった。世間の関心がより集まり、当事者以外の力も加われば、これまで以上に速く在外選挙制度を改善していくことができるのではないだろうか。海外に住んでいても投票したい人が当たり前投票できる社会になることを強く望む。

参考文献・引用一覧(項目別)

【書籍】

1. 岡沢憲芙・戸波江二編(1998)『在外選挙-外国の制度と日本の課題』, インフォメディア・ジャパン
2. 海外有権者ネットワークLA編(2004)『海外から一票を! -在外投票運動の航跡』, 明石書店
3. 在外選挙研究会編(2018)『在外選挙ハンドブック 第4次改訂版』, ぎょうせい

【雑誌論文】

1. 谷口太規(2019)「在外国民審査権違憲判決の来歴-東京地裁2019年5月28日判決」, 『法律時報』, 91巻9号, 2019.8
2. 藤原夏人(2012)「【韓国】選挙をめぐる最近の動向-SNS、在外選挙、選挙区画定-」, 『外国の立法』, 251号, 2012.4, https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487662_po_02510108.pdf?contentNo=1
3. 湯浅塾道(2016)「アメリカの在外不在者投票へのインターネット有権者登録の導入」, 『情報ネットワーク・ローレビュー』, 第14巻, 2016.6

【新聞記事】

1. 「在外日本人に参政権を--衆参議長に請願」, 毎日新聞, 1994年3月2日付, 朝刊, 22面, 毎索, <https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230106184413370gsh-ap01>
2. 「在外邦人に選挙権を」--欧米の50人、20日に提訴」, 毎日新聞, 1996年11月12日付, 朝刊, 3面, 毎索, <https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230114155051736gsh-ap04>
3. 「在外邦人選挙権訴訟: 比例限定は違憲「次回は選挙区も」--最高裁判決」, 毎日新聞, 2005年9月15日付, 朝刊, 1面, 毎索, <https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230106215839005gsh-ap03>
4. 「在外選挙件の制限は違憲 選挙区投票認める 立法の怠惰指摘 最高裁判決」, 朝日新聞, 2005年9月15日付, 朝刊, 1面, 朝日新聞クロスサーチ, <https://xsearch-asahi-com.waseda.idm.oclc.org/kiji/detail/?1673011949724>
5. 「在外投票制度: 在外ネット投票求める署名提出」, 毎日新聞, 2022年2月1日付, 朝刊, 22面, 毎索, <https://dbs-g-search-or-jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230108164425323gsh-ap01>
6. 「21年衆院選: 前回衆院選 郵送在外投票、1割「棄権」 コロナ影響、期日に届

かず」, 毎日新聞, 2022年7月5日付, 朝刊, 23面, 毎索, <https://dbs-g-search-or.jp.waseda.idm.oclc.org/aps/WMSK/main.jsp?ssid=20230109193508765gsh-ap02>

【Webページ】

1. 朝日新聞デジタル「韓国大統領選、投票率は前回並みの77.1% 期日前投票は過去最高」, 2022年3月9日付, <https://www.asahi.com/articles/ASQ3973JWQ39UHB103L.html>
2. 朝日新聞デジタル「最高裁大法廷が全員一致 国民審査の在外投票不可「違憲」判決の骨子」, 2022年5月25日付, <https://www.asahi.com/articles/ASQ5T5HVTQ5TUTIL01X.html>
3. NHK政治マガジン(2021)「投票率2%!? そんな選挙が日本に」, <https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/73794.html>
4. NHK(2021)「最高裁判所裁判官国民審査2021 “憲法の番人”ふさわしいのは」, <https://www3.nhk.or.jp/news/special/kokuminshinsa/2021/>
5. NHK政治マガジン(2018)「「ネット在外投票 来年の参院選に向け努力」 河野外相」 <https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/5104.html>
6. 外務省(2011)「在外選挙制度導入とその後の制度改正」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/seido.html>
7. 外務省「在外選挙人名簿登録申請の流れ」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>
8. 外務省(2022)「第26回参議院議員通常選挙に伴う在外投票(速報：投票者数)」, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009421.html
9. 外務省「在外選挙制度とは」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/abroad.html>
10. 外務省「在外公館投票」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote1.html>
11. 外務省「郵便等投票」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>
12. 外務省「日本国内における投票」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote3.html>
13. 外務省(2022)「海外在留邦人数調査統計 令和4年10月1日現在」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100436737.pdf>
14. 外務省(2022)「日本国の在外公館(大使館・総領事館)未設置の国・地域に渡航する際の注意」, https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/not_zaigaikoukan.html
15. 外務省(2022)「在外選挙人名簿登録申請(在外公館に赴くことができない方に対する特例措置について)」, https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003782.html
16. 外務省領事局政策課(2017)「海外在留邦人数調査統計 平成30年要約版」, p.14, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000368753.pdf>
17. KBS WORLD JAPANESE「韓国大統領選挙の在外投票率、71.6%」, 2022年3月2日付, http://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=j&Seq_Code=81576
18. 裁判所(2022)「最高裁判所判例集 事件番号: 令和2(行ツ)255」, <https://>

- www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91190
19. 衆議院(2022)「インターネット投票の導入の推進に関する法律案」, https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20405041.htm
 20. 総務省「在外選挙人名簿の登録申請について」, https://www.soumu.go.jp/main_content/000554339.pdf
 21. 総務省(2023)「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(令和4年法律第86号について)」, <https://www.soumu.go.jp/senkyo/kokuminshinsa/hourei.html>
 22. 総務省(2018)「野田総務大臣閣議後記者会見の概要(平成30年8月10日)」, https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000719.html
 23. 総務省(2018)「在外選挙制度における「出国時申請」の開始」, https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei14_02000054.html
 24. change.org, 在外ネット投票署名活動(2021)「在外ネット投票の早期専攻導入を求めます!」, <https://www.change.org/p/総務大臣-在外ネット投票の早期先行導入を求めます>
 25. 中央選挙管理委員会「国外不在者/在外選挙人 申告・登録申請の方法案内」, <https://ova.nec.go.kr/cmn/applicationGuide.do>
 26. 投票環境の向上方策等に関する研究会(2018)「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告」, p.2, https://www.soumu.go.jp/main_content/000568569.pdf
 27. 日経電子版「最高裁の「違憲」判断11件目 尊属殺人や婚外子相続」, 2022年5月25日付, <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE258UU0V20C22A5000000/>
 28. 日経電子版「ネット投票で実証実験 総務省、在外選挙向け」, 2020年2月5日付, <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ055281010V00C20A2PP8000/>
 29. 日本テレビ(2021)「zero選挙2021衆院選候補者アンケート」, <https://www.ntv.co.jp/election2021/research/>
 30. Chamber of Deputies「VOTING BY ITALIANS LIVING ABROAD」, https://en.camera.it/4?scheda_informazioni=30
 31. Statistics Sweden(2019)「Analysis of voter turnout in the 2018 general elections」, <https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/democracy/general-elections/general-elections-participation-survey/pong/statistical-news/general-elections-electoral-participation-survey-2018/>

【取材】

1. インタビュー, 想田和弘, 在外日本人国民審査訴訟原告, Zoom, 2022.11.22
2. インタビュー, 田上明日香, 在外ネット投票署名活動共同発起人, Zoom, 2022.11.22
3. インタビュー, 竹永浩之, 海外有権者ネットワークNY共同代表, Zoom, 2022.11.27
4. インタビュー, 古川幸奈, 毎日新聞記者, Zoom, 2022.11.27
5. インタビュー, 高選圭, 大邱大学招聘教授, 早稲田大学, 2022.11.30
6. インタビュー, 若尾龍彦, 海外有権者ネットワーク日本代表, 丸福珈琲店渋谷店, 2022.12.3

7. インタビュー, 谷口太規, 在外日本人国民審査訴訟原告, 東京パブリック法律事務所, 2022.12.19